

神戸市告示第 260 号

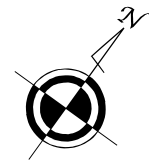
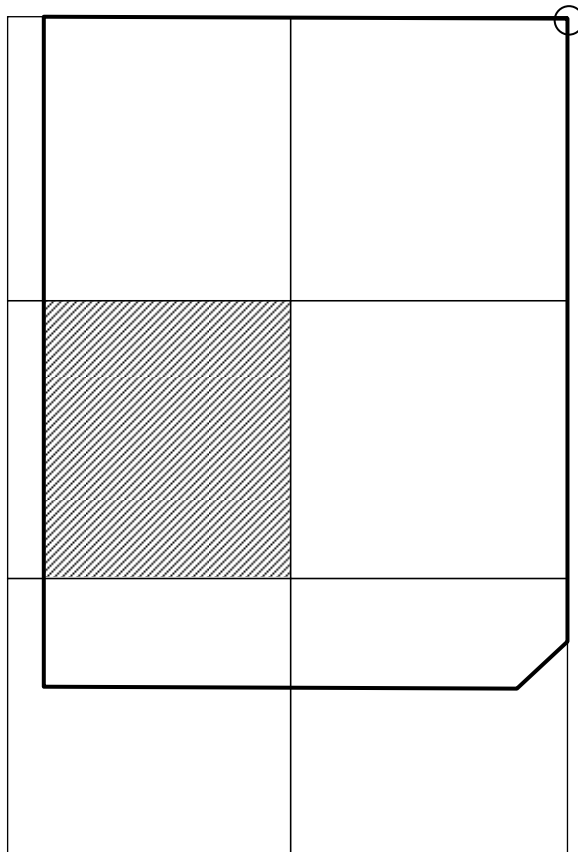
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 25 年 6 月 20 日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 指定する区域（別図のとおり）  
兵庫区下沢通 3 丁目 4 番 1 の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物

別図



- 起点
- 敷地境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域

<起点>  
起点は、兵庫区下沢通 3 丁目 4 番 1 のブロック塀の最北端の隅とする。

<格子の回転角度>  
55° 15' 1"  
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。